

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 子会社支援をめぐる寄付金課税の判定ポイント

Q : 子会社等を整理・再建する場合の損失負担等についての質疑応答事例が公表されたようですが、どのような内容でしょうか。

A : 損失負担等を行うことが経済的合理性を有しているかどうかを判断する際の検討項目などが例示されています。

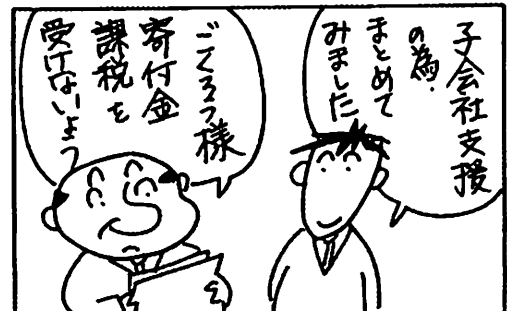
【解説】

国税庁ではこのほど、子会社等を整理・再建する場合の損失負担等に関する質疑応答をまとめ、公表しました。

質疑応答では、まず、寄付金課税を受けないための経済的利益の供与、すなわち損失負担等が経済的合理性を有しているかどうかを判断するに当たって、①損失負担等を受ける者は子会社等に該当するか、②子会社等が経営危機に陥っているか、③支援者にとって損失負担等を行うことに相当な理由があるか、④損失負担等の額は合理的か、⑤損失負担等の後、子会社等の立ち直り状況に応じて支援額を見直すこととされているか、⑥損失負担等をする支援者の範囲は相当か、⑦損失負担等の額の割合は合理的か、等を総合的に検討することとしています。

さらに、「子会社等」や「支援者」の範囲、「経営危機」の態様、損失負担等を行う「相当の理由」、損失負担額の妥当性などについてより詳細な取扱いが示されています。

また、再建支援事案の損失負担等については、寄付金に該当するかどうかで所得計算に多大な影響を及ぼしますから、各国税局の法人税課等に事前相談窓口が設置されています。



KIMIYO・I